

人口・社会統計部会の審議状況について  
(労働力調査) (報告)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査事項	①「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等〔基礎調査票及び特定調査票〕	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (基礎調査票において、直近1か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能な者を把握。ILO 決議に準拠した新たな定義の失業者を的確に捉えるための変更であり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔別紙1【①関係】及び参考1参照〕</li> </ul>
	②「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加〔特定調査票〕	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (ILO 決議を踏まえて未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報の把握が可能となり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔別紙1【②関係】及び参考1参照〕</li> </ul>
	③「最近の求職活動の時期」の削除〔特定調査票〕	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (上記①で基礎調査票へ移設する「最近の求職活動の時期」と把握内容が重複するために削除するものであり、報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙1【③関係】参照〕</li> </ul>
	④「求職活動の方法」に係る選択肢の追加〔特定調査票〕	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (把握対象とする求職活動期間を ILO 決議に準拠した期間(1か月)とするほか、上記③の「最近の求職活動の時期」の削除に伴い、把握できなくなる過去に行った求職活動の結果を待っていた者に係る情報を引き続き把握可能とするためのものであり、国際比較可能性の向上及び統計の継続性の確保に寄与) 〔別紙1【④関係】及び参考1参照〕</li> </ul>
	⑤「就業の可能性」の回答者に係る説明文の追加〔特定調査票〕	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (上記①で基礎調査票に「就業の可能性」の追加に伴い、これに回答済みの報告者が特定調査票の本調査事項にも重複して回答すること等がないように変更するものであり、報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙1【⑤関係】参照〕</li> </ul>

項目	変更内容等	部会審議	審議の状況
(2) 集計事項	○調査事項の追加・変更等に 伴う集計事項の変更	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (ILO 決議において集計することとされている未活用労働に係る新たな指標の導入等に 伴い、集計事項の充実を図るための変更であり、国際比較可能性の向上に寄与)</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙2及び参考2参照】</p>
2 前回答申における今後の 課題への対応 状況 ※ 統計委員会答申 (平成24年1月)	○「従業上の地位」において、自身の雇用契約期間が「わからない」実態を把握するための選択肢の追加〔基礎調査票〕	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間を選択する方式に変更し、その 選択肢の中で「わからない」を設定し、本課題に即した対応。これにより就業構造基本調査の結果との比較が可能となる など、労働者の就業等に関する分析に寄与)</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙1【2関係】及び別紙3参照】</p>

(注) 第1回(第83回人口・社会統計部会)は平成29年2月6日(月)に開催、第2回(第84回人口・社会統計部会)は29年2月22日(水)に開催。答申案は第2回において審議

労働力調査の調査事項の配置の変更等の状況

【基礎調査票】

(変更案)

(変更前)

<表面>

<表面>

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき、A欄、B欄、又は裏面のC欄から記入してください。

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき、A欄、B欄、又は裏面のC欄から記入してください。

移動【①関係】

変更【2関係】

<裏面>

<裏面>

基礎調査票の「⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした日数と時間」欄の回答に基づき、D欄、E欄、又は裏面のF欄から記入してください。

基礎調査票の「⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした日数と時間」欄の回答に基づき、D欄、E欄、又は裏面のF欄から記入してください。

移設【①関係】

【特定調査票】

(変更案)

(変更前)

<表面>

<表面>

特定調査票の「⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき、A欄、B欄、又は裏面のC欄から記入してください。

特定調査票の「⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき、A欄、B欄、又は裏面のC欄から記入してください。

変更【④関係】

削除【③関係】

新設【②関係】

<裏面>

<裏面>

特定調査票の「⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした日数と時間」欄の回答に基づき、D欄、E欄、又は裏面のF欄から記入してください。

特定調査票の「⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした日数と時間」欄の回答に基づき、D欄、E欄、又は裏面のF欄から記入してください。

削除【③関係】

変更【⑤関係】



## 調査事項の追加・変更等に伴う集計事項の変更について

- 1 調査事項の変更により、ILO決議で示された4指標を全て集計することとしている。  
これにより、「公的統計の整備に関する基本的な計画」で指摘された国際基準に対応した統計の作成が可能となる。  
また、現行の「完全失業率」も集計することで、時系列比較にも留意をしており、適当なものと考えている。
- 2 未活用労働指標については、四半期ごとの詳細集計において公表することとし、最初の公表については、平成30年5月の予定である。  
また、新たな定義の失業率の毎月の公表については、季節調整による時系列比較が可能となっ  
てから公表することを考えている。  
統計の継続性を確保する措置としては、当面、現行の「完全失業率」を公表しながら、変更  
後の調査結果の検証を行い、具体的な措置の必要性を含め検討してまいりたい。
- 3 我が国においては、失業を含む未活用労働指標を多面的に捉える観点から、LU1～LU4に  
加え、深刻度の高い者（会社都合による離職者等）を対象とした率、ILO決議で定めるオプシ  
ョン要件（2週間以内に就業可能な者）を適用した拡張求職者を加えた率を算出し、公表するこ  
とを予定している。  
また、平成27年10月から平成28年3月の6か月間、南関東の1都3県（埼玉県、千葉県、  
東京都及び神奈川県）で毎月約7,200世帯を対象に実施した「就業希望の把握に関する準備調査」  
（試験調査）による各指標の試算値は以下のとおりとなっている。  
ただし、当調査は一部の地域で限られた時期において実施したものである点に留意が必要であ  
る。

## 【試験調査による各指標の試算値（6か月平均）】

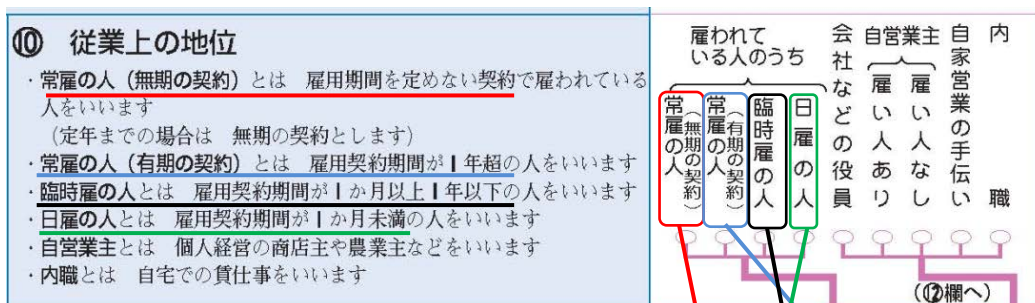
指 標 名	試算値（男女計）	男	女
未活用労働指標（LU1）	3.7%	3.6%	3.8%
未活用労働指標（LU2）	6.4%	5.1%	8.2%
未活用労働指標（LU3）	4.6%	4.4%	5.0%
未活用労働指標（LU4）	7.4%	5.9%	9.5%
未活用労働補助指標1 （会社都合等による失業の率）	2.3%	2.2%	2.5%
未活用労働補助指標2 （拡張求職者を加えた率）	3.9%	3.7%	4.1%



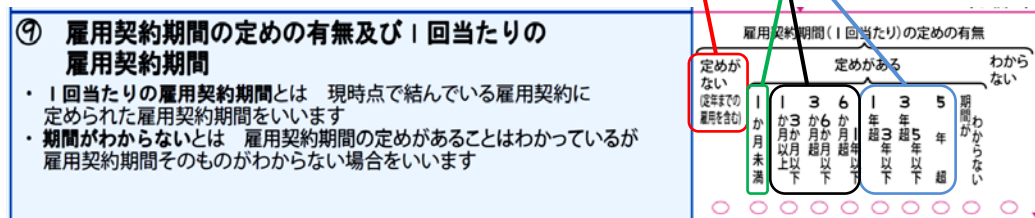
統計委員会諮問第39号の答申（平成24年1月20日付け府統委第6号）  
 における「今後の課題」への対応状況について

- 1 現行の労働力調査の「従業上の地位」と変更案の労働力調査における雇用契約期間の各選択肢については、以下のとおり対応している。

## 【現行】



## 【変更案】



- 2 「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果における回答状況の分析及び検討については以下のとおりである。

表1 労働力調査と就業構造基本調査の比較

	労働力調査(H25平均)		H24就業構造基本調査		比較 (労調-就調)
	調査事項	調査結果	調査事項	調査結果	
構 成 比 （ ％ ）	計	100.0	計	100.0	0.0
	常雇の人（無期の契約）	71.6	定めがない	68.5	3.1
	日雇の人	1.6	1か月未満	0.2	1.4
	臨時雇の人	7.4	1か月以上6か月以下	6.2	▲ 7.6
	常雇の人（有期の契約）	18.8	6か月超1年以下	8.9	
			1年超3年以下	3.5	14.3
			3年超5年以下	1.0	
		その他	2.9	▲ 2.9	
		定めのない 定めのない	8.3	▲ 8.3	
	不詳	0.6			0.6

二つの調査結果を比較すると、以下の差が発生している。

- 労働力調査の「常雇の人（有期の契約）」は18.8%、就業構造基本調査の対応する雇用契約期間では合わせて4.5%であり、労働力調査の方が14.3ポイント高くなっている。
- 労働力調査の「臨時雇いの人」は7.4%、就業構造基本調査の対応する雇用契約期間では合わせて15.1%であり、労働力調査の方が7.6ポイント低くなっている。
- 就業構造基本調査の結果では、雇用契約期間の（定めの有無）が「わからない」者も8.3%

存在する。

これらの分析結果から、労働力調査の「常雇の人（有期の契約）」において差が大きくみられた。この結果を踏まえ、「就業希望の把握に関する準備調査」（試験調査）では、今回の変更案の調査事項により調査を実施した。その結果と平成24年就業構造基本調査の結果を比較したところ、同じ雇用契約期間ごとにおいては、回答割合の差が小さくなった。

このことから、労働力調査においても、雇用契約期間を把握することが適切であり、今回の変更は適当であると考えている。

表2 就業構造基本調査と準備調査の比較

	H24就業構造基本調査		準備調査		比較 (就調-準備調査)
	調査事項	調査結果	調査事項	調査結果	
構成比 (%)	計	100.0	計	100.0	0.0
	定めがない	68.5	定めがない	64.1	4.5
	1か月未満	0.2	1か月未満	0.2	▲ 0.0
	1か月以上6か月以下	6.2	1か月以上3か月以下	2.6	▲ 0.0
	6か月超1年以下	8.9	3か月超6か月以下	3.6	▲ 0.0
	1年超3年以下	3.5	6か月超1年以下	8.9	0.0
	3年超5年以下	1.0	1年超3年以下	4.6	▲ 1.1
	その他	2.9	3年超5年以下	1.1	▲ 0.1
	5年超	2.0	5年超	2.0	▲ 3.0
	期間がわからない	3.9	期間がわからない	3.9	▲ 3.0
定めの有無がわからない	8.3	定めの有無がわからない	6.2	2.1	
		不詳	2.9	▲ 2.9	

(労働力調査 基礎調査票変更案)

**⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称**

- 今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
- 労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づく人をいいます
- 上記以外の 派遣されている人(デパートの派遣店員など)は 派遣元の事業における呼称について記入してください

雇われている人のうち  
 正規の従業員、パート、アルバイト、労働者派遣法の派遣社員、嘱託社員、嘱託、その他、自営主、会社などの役員、雇い人あり、雇い人なし、自家営業の手伝い、内職

**⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間**

- 1回当たりの雇用契約期間とは 現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
- 期間がわからないとは 雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます

雇用契約期間(1回当たりの定めの有無)  
 定めがない(定年までの雇用を含む) | 定めがある | わからない  
 1か月未満 | 1か月以上3か月以下 | 3か月超6か月以下 | 6か月超1年以下 | 1年超 | 1年超3年以下 | 3年超 | 3年超5年以下 | 5年超 | 期間がわからない

(参考) 平成29年就業構造基本調査 調査票

**A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間**

雇用契約期間の定めの有無  
 定めがない(定年までの雇用を含む) | 定めがある | わからない  
 1か月未満 | 1か月以上3か月以下 | 3か月超6か月以下 | 6か月超1年以下 | 1年超 | 1年超3年以下 | 3年超 | 3年超5年以下 | 5年超 | 期間がわからない



2013年10月に開催されたILO主催の第19回国際労働統計家会議において就業等に関する決議が採択された。労働力調査で対応が求められる内容は、以下のとおりである。

### 決議内容① 失業者の定義における求職活動期間の明確化

【新たなILO決議における失業者の定義】  
 (※ 以下「新定義」という。)

失業者の要件は、

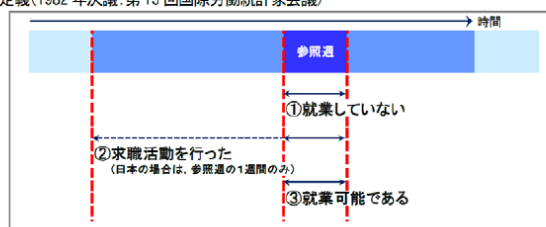
- ① 就業しておらず、
- ② **4週間又は1か月以内に求職活動をしており** (注1)、
- ③ 就業可能な者 (注2)

である。

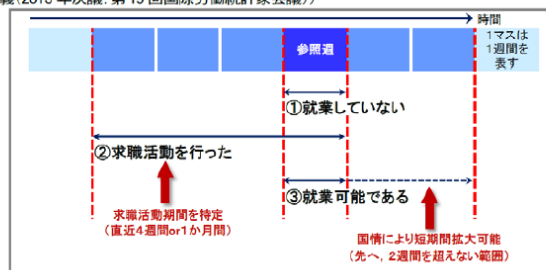
(注1) 従前の定義では、求職活動期間は各国の裁量に任されており、**我が国では「月末1週間」**

(注2) 国情により参照期間を先へ、2週間を超えない範囲で拡大可能

・従前定義(1982年決議:第13回国際労働統計家会議)



・新定義(2013年決議:第19回国際労働統計家会議)



### 決議内容② 「未活用労働指標」の導入

未活用労働 (Labour Underutilization) に関する下記4つの指標のうち、2つ以上を集計することとされている。

#### LU1 (新定義の失業率)

$$= \frac{\text{失業者 ②}}{\text{労働力人口 ①}} \times 100$$

#### LU2 (追加就労希望就業者を加えた率)

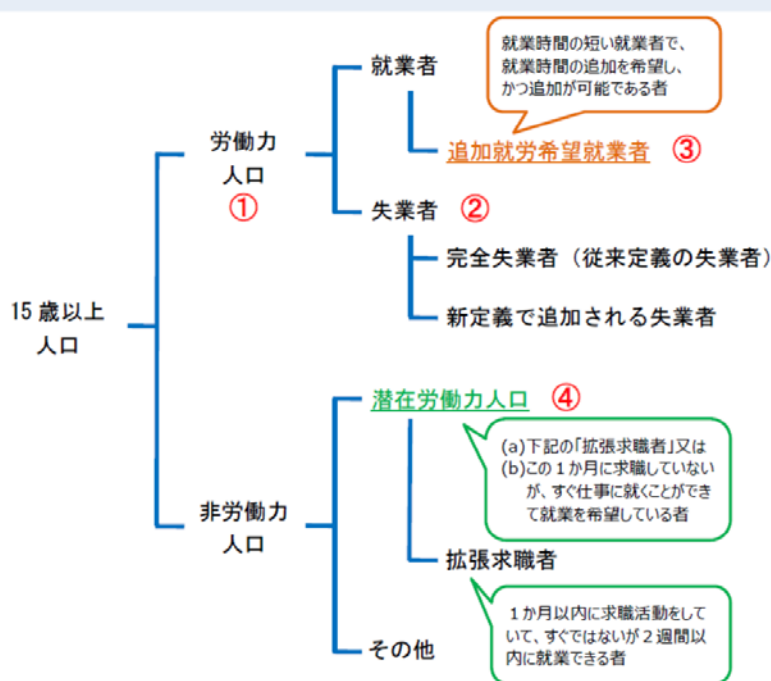
$$= \frac{\text{失業者 ②} + \text{追加就労希望就業者 ③}}{\text{労働力人口 ①}} \times 100$$

#### LU3 (潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者 ②} + \text{潜在労働力人口 ④}}{\text{労働力人口 ①} + \text{潜在労働力人口 ④}} \times 100$$

#### LU4 (追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者 ②} + \text{追加就労希望就業者 ③} + \text{潜在労働力人口 ④}}{\text{労働力人口 ①} + \text{潜在労働力人口 ④}} \times 100$$



労働力調査における集計事項の変更（ポイント）

「未活用労働指標」の導入

**未活用労働指標 1 (LU1)**  
(新たな失業率)

$$= \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

**未活用労働指標 2 (LU2)**  
(追加就労希望就業者を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

**未活用労働指標 3 (LU3)**  
(潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

**未活用労働指標 4 (LU4)**  
(追加就労希望就業者と  
潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

**未活用労働補助指標 1**  
(会社都合等による失業の率)

$$= \frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

**未活用労働補助指標 2**  
(拡張求職者を加えた率)

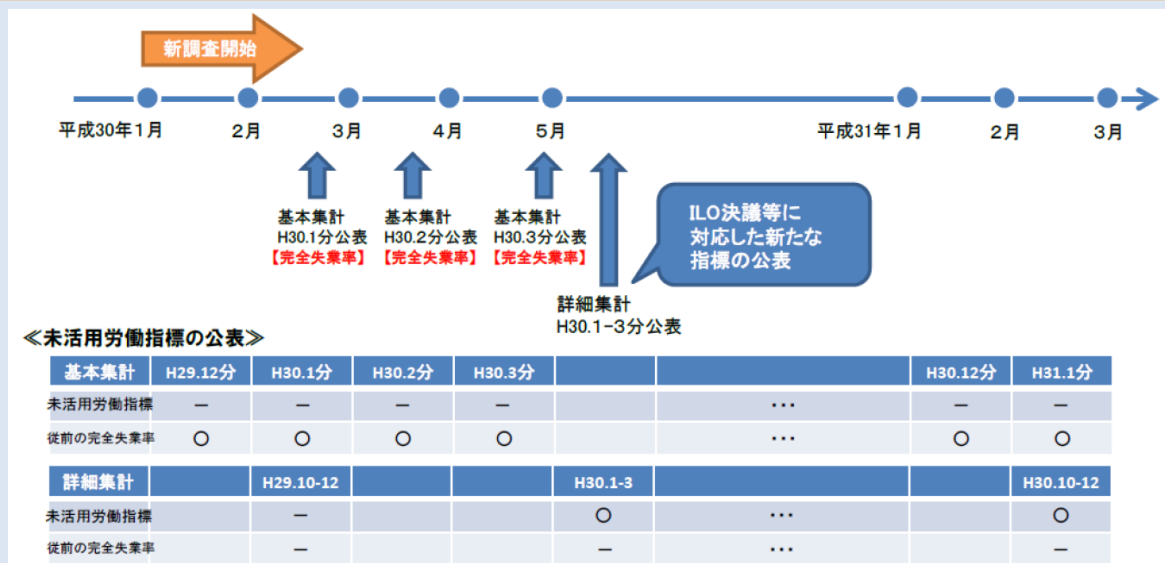
$$= \frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100$$

ILO決議で  
掲げられてい  
る4指標

(注)「拡張求職者」: 1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者

変更後の公表スケジュール

- 時系列比較の観点に留意し、当面、完全失業率（従前公表しているもの）等の公表を維持
- 新たな失業率の毎月の公表は、季節調整値による時系列比較等が可能となった時点で実施
- 詳細集計（四半期ごと）において、ILO決議等に対応した新たな4指標と2補助指標の公表を実施



## 第83回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成29年2月6日（月）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子

【専門委員】

勇上 和史（神戸大学大学院経済学研究科准教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長、長尾調査官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：佐藤調査官ほか

4 議 題 労働力調査の変更について

5 概 要

労働力調査の変更に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた後、「報告を求める事項の変更」「集計事項の変更」及び「前回答申（平成24年1月）における『今後の課題』への対応状況」について審議が行われ、これらについては了承された。

主な意見は以下のとおり。

（1）報告を求める事項の変更

ア 「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設等【基礎調査票及び特定調査票】

- ・ 2013年（平成25年）10月に開催されたILO主催の第19回国際労働統計家会議における就業等に関する決議（以下「ILO決議」という。）において、失業者の定義の一つとして4週間又は1か月以内に求職活動をしていることが掲げられたことを踏まえ、我が国の労働力調査（以下「本調査」という。）では、この求職活動期間を4週間ではなく1か月にするとのことであるが、今回の変更により、月に

よって求職活動期間の日数が異なることについてどのように考えているのか。

→ 本調査では調査期日を月末現在としており、求職活動期間を4週間とすると、例えば、3月の場合には3月1日から3日までの期間が除かれ、3月4日からカウントすることになる。このように月初めの何日間が含まれなくなることから、報告者に混乱を来す可能性があるため、1か月とした方が報告者にとって分かりやすく、紛れなく報告いただけるものと考えている。なお、諸外国の同種の調査で求職活動期間を4週間としている国では、調査期日を我が国のように月末現在ではなく、例えば、15日現在など月の中旬等に設定しており、求職活動期間を15日分しかカウントしないことを避けるために4週間としているものである。

#### イ 「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加【特定調査票】

- ・ 特定調査票のA4欄（今の雇用形態を選んだ理由）やC4欄（就業の可能性）には、基礎調査票の⑧欄（勤め先における呼称）や⑬欄（最近の求職活動の時期）で特定の選択肢を回答した場合のみ回答する旨の説明文があり、報告者にとって分かりやすい形で設計している。これに対し、同じ特定調査票のA1欄（短時間就業及び休業の理由）の記入の要否は、基礎調査票の⑥欄（1週間の就業時間及び就業日数）の回答内容（月末1週間の就業時間が35時間未満か否か）によるのに、A1欄にはその説明文がない。報告者にとっての分かりやすさや回答のしやすさに配慮し、A1欄についてもA4欄やC4欄と同じように説明文を設けるレイアウト等とすべきではないか。

→ A4欄やC4欄については、詳細な説明がないと回答の要否を判断できない調査事項であると考えられるのに対し、A1欄については、従前から基礎調査票の⑥欄で月末1週間の就業時間が35時間未満と回答した場合に回答する形で設計しており、非回答の発生が少ないことから、特に詳細な説明文を追記する必要はないのではないかと考えている。
- ・ A1欄について、月末1週間の就業時間が35時間以上であるにもかかわらず、誤って回答してしまうことはないか。

→ 誤回答が全く生じないわけではないが、基礎調査票の⑥欄の回答内容と照合することにより、確認が可能である。
- ・ 基礎調査票の⑥欄と特定調査票のA1欄の回答内容の不整合は、どの程度発生しているのか。

→ 報告者にとって4回目となる調査の際に、基礎調査票と特定調査票を一緒に配布し、報告された調査票を調査員等が両調査票を相互にチェックするため、基礎調査票の⑥欄自体の不詳割合は0.2%程度と極めて低くなっている。また、特定調査票のA1欄における月末1週間の就業時間が35時間未満である者と、35時間以上の者を含めた全ての就業者それぞれについて、A2欄（就業時間増減希望の有無）に回答しなかった割合をみると、ともに2%程度と大きな差は

みられない。

→ 高齢者など報告者の回答のしやすさに配慮すると、小さな文字による説明文の追加は望ましいことではないと考えられることや、基礎調査票の⑥欄の回答内容との照合により誤回答の確認も可能であること、レイアウト面での見やすさなどを踏まえると、現行のA1欄の設定を維持しても差し支えないのではないかと考える。

- ・ 自分が回答者となったことを考えてみると、基礎調査票の調査事項への回答状況によって特定調査票において回答する調査事項を誘導する仕組みを設けていることとの関係からみて、A1欄もA4欄やC4欄と同様にシステムティックに同じレイアウト設計とすることがベストと考えられるものの、レイアウト上の制約や調査実施者からの説明等を踏まえ、現行のA1欄のままとすることで了解した。

#### ウ 「求職活動の方法」の変更【特定調査票】

- ・ 把握対象とする求職活動期間を直近1か月にすることとしているが、1か月以上前に行った求職活動の結果を待っていた場合も、求職活動の方法の選択肢の「求職活動の結果を待っていた」に含まれるのか。また、このような選択肢による求職活動の方法の把握については、EUやイギリスの同種の調査の選択肢とも整合的であり、国際比較上も適っているものと考えているが、特定調査票のみで適切に把握できると理解してよいか。

→ 本調査では、従前から、その場合も求職活動に含めており、また、求職活動の方法については特定調査票でのみ把握している。今回、これら基本的な設計を変更するものではないことから、適切に把握できるものと考えている。

#### (2) 集計事項の変更

- ・ 「就業希望の把握に関する準備調査」（総務省が実施した一般統計調査）の結果において、完全失業率はどの程度であったか。

→ 3.2%である。なお、当該調査は、南関東（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）のみを対象とし、限られた期間において実施したものである点に留意が必要である。

- ・ 新たな指標である未活用労働に関する各指標の公表に当たっては、国際比較可能性に配慮し、諸外国における状況とともに、これらと比較・分析し、視覚的にも分かりやすい形での提供に留意するなど、統計利用者の利便性等を図る観点から、丁寧に説明する必要がある。

→ 現行の完全失業率に関しても、関連資料として、諸外国の失業率と合わせて公表しており、未活用労働に関する新たな指標の公表に当たっても、諸外国における状況とともに公表するなど分かりやすい形での情報提供に努めたい。

- ・ ILO 決議に準拠した新たな失業率については、あくまで国際比較可能性の観点から、未活用労働に関する指標の一つとして公表するものであり、基本的には、現行

の完全失業率の公表を維持するとの理解でよいか。

→ そのとおり。現行の完全失業率の公表を維持する。新たな失業率の毎月の公表については、別途検討していきたい。

- ・ 失業率に関し、現行の完全失業率と新たな定義による失業率の二つの数値を作成・公表することとなる。これについて、調査実施者が公表に当たって注意しても統計利用者が誤解したり紛れが生じたりする可能性がある。このため、調査実施者はこのことに十分に留意して、ウェブサイト上では様々な工夫を凝らした形で情報提供を行う必要があるものとする。

### (3) 前回答申（平成 24 年 1 月）における「今後の課題」への対応状況

#### （「従業上の地位」及び「雇用形態」の変更【基礎調査票】）

- ・ 「今後の課題」に対応するため、新たに「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項を設けることとしている中で、「常雇の人（有期の契約）」が「1か月以上3か月以下」「3か月超6か月以下」「6か月超1年以下」に対応した形で整理している。現行の「従業上の地位」に係る選択肢のうち「常雇の人（有期の契約）」と回答している者の中には、1年以下の契約期間の雇用契約が繰り返し更新されている者が少なからず含まれている可能性があるかと推察する。
- ・ 「従業上の地位」に係る選択肢を変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体の雇用契約期間ごとの区分に変更）すること関し、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、統計利用者の利便性等の観点からも、ウェブサイトなどにおいて丁寧かつ分かりやすい形で説明することが必要ではないか。  
→ 本調査では、平成 25 年 1 月から「常雇」を「常雇の人（有期の契約）」と「常雇の人（無期の契約）」に分割した際にも数値が大きく変動したが、その状況などについては、平成 25 年 1 月と前年同月（平成 24 年 1 月）の結果を比較する形で既にウェブサイトに掲載・公表しており、仮に今回の変更に伴って数値が大きく変動するような場合には、同様にウェブサイトでその分析結果について公表することとしたい。なお、これらの詳細な対応状況等については、次回の部会で報告することとしたい。

### (4) その他

- ・ 基礎調査票や特定調査票など、本調査の基本的な構造について、ウェブサイト上で説明しているか。コア・ユーザーだけでなく、一般的な国民にとっても分かりやすいよう、丁寧な資料を掲載するなど工夫が必要である。  
→ 主要なものとしては、「労働力調査の解説」（平成 27 年 11 月総務省統計局作成）及び「労働力調査 標本設計の解説」（平成 25 年 4 月総務省統計局作成）を作成し、ウェブサイトで公表している。このほか、調査票の様式を含め、労働力調査の概要等について、ウェブサイトで分かりやすい形での情報提供に努めている。

引き続き今後とも情報提供の充実を図ってまいりたい。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 29 年 2 月 22 日（水）16 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。